周防大島町「週休２日工事」対象工事の発注から工事完成までの実施フロー

【受注者希望型の場合】

工事発注時

① 「週休２日工事（受注者希望型）」の対象工事に該当することを確認

② 工事費積算（経費補正無し）

③ 「土木工事における適正な工期設定の考え方」に基づき、発注工事の工期を算定

④ 入札公告等に「週休２日工事（受注者希望型）」対象工事であることを記載

⑤ 工事発注

↓

工事実施時

⑥ 受注者は、契約後速やかに、発注者と施工条件の確認協議（打合せ）

⑦ 受注者は、「週休２日」の実施希望の有無について、
発注者と書面で協議する（希望無しの場合は、そのまま通常施工）

⑧ 「週休２日」の実施を希望する場合、「工期設定支援システム（山口県版試行）」を
活用する等しながら、必要工期について受発注者間で確認

⑨ 発注者は、工期延伸が必要と認められる場合は、速やかに工期延伸の契約変更を行う

⑩ 受注者は、施工計画書に「週休２日」の確保が確認できる計画工程表を添付して提出

⑪ 受注者は、工事完了後、
「週休２日」の実施状況を確認できる実施工程表を提示

↓

精算・工事完成時

⑫ 発注者は「４週６休以上」を達成できたと認められる場合に、
所要の経費を補正し契約変更を行う

⑬ 「４週６休以上」の達成が確認できれば、工事成績採点の考査項目別運用表、
「工程管理 A」及び「工程管理 B」の評価対象項目において評価
※受注者の責において、週休２日が達成できなかった場合でも、
工事成績評定点の減点は行わない。